

京田辺市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月5日(金)午後3時から午後3時47分

2 開催場所 305会議室

3 出席委員(24人)

会長	5番	喜多義治
会長職務代理者	9番	澤田康夫
	1番	石坂 清
	2番	上村孝男
	3番	奥西和子
	4番	川端美恵
	6番	北尾清晴
	7番	小泉辰夫
	8番	香村侃彦
	10番	下村茂樹
	11番	正田文敏
	12番	田中和雄
	13番	徳田和彦
	14番	中川利一
	15番	藤田俊郎
	17番	前川義一
	18番	水山裕司
	19番	森 岳人
	20番	森田三彦
	21番	守本和廣
	22番	山崎安喜男
	23番	山下明子
	24番	山本邦彦
	25番	米田五司

4 欠席委員(1人)

16番 堀江幸和

5 議事日程

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 専決処分による報告(農地法第4条の規定による届出について)

第1号議案 農地法第3条の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可について

第4号議案 農用地利用集積計画の決定について(別紙)

(3) その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 古川 義男
 事務局長補佐 岩本 真吾
 主任 寒川 悠也

7 その他の出席者

経済環境部農政課農業振興係 主事 中尾 邦光

8 会議の概要

古川事務局長 喜多会長	(農業委員会事務局長 挨拶) (農業委員会会長 挨拶)
喜多会長 喜多会長	<p>ただいまの出席委員は24名。定足数に達しておりますので、これより京田辺市農業委員会11月総会を開会いたします。</p> <p>京田辺市農業委員会規則第12条2項によりまして、会議録の署名委員を2名選出しなければなりません。私から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>澤田委員、前川委員、お願いします。</p>
喜多会長 事務局	<p>報告第1号、事務局から説明をお願いします。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について説明します。</p> <p>(番号1について、地域は大住、松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号2について、地域は三山木、宮津、多々羅、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号3について、地域は水取、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p> <p>(番号4について、地域は薪、松井、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、被相続人、相続人について説明。事由は所有権の相続。)</p>
喜多会長 委員	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、地元委員の説明をお願いします。</p> <p>(番号1について、地元委員から説明)</p>

委員	(番号2について、地元委員から説明)
委員	(番号3について、地元委員から説明)
委員	(番号4について、地元委員から説明)
喜多会長	今、地元委員から説明がありましたが、これについて何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。
	(なし)
喜多会長	報告第1号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、報告第2号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。
事務局	報告第2号、専決処分による報告、農地法第4条の規定による届出について、説明します。
	(番号1について、地域は薪、地目は台帳が田、面積、届出人について説明。転用目的は、庭の確保。場所について説明。受理通知年月日は令和3年10月18日。)
喜多会長	地元委員のご説明をよろしくお願いたします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
喜多会長	報告第2号について何かご質問、ご意見はございませんか。よろしいですか。
	(なし)
喜多会長	報告第2号、受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について説明します。
	(番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営を拡大するため。)
	(番号2について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、

	<p>面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営を拡大。）</p> <p>(番号3について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営を拡大するため。）</p> <p>(番号4について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は農業経営を縮小するため、譲受人は農業経営を拡大するため。）</p> <p>(番号5について、地域は東、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は農業経営を拡大するため。）</p> <p>(番号6について、地域は田辺、地目は台帳が畑、現況が田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は高齢で管理できないため、譲受人は農業経営を引き継ぐため。）</p> <p>(番号7について、地域は興戸、地目は台帳、現況ともに田、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は譲受人からの要望により、譲受人は後継者として農業経営を行うため。）</p> <p>(番号8について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、筆数、面積、譲渡人、譲受人について説明。事由は譲渡人は農業経営を移譲するため、譲受人は農業経営を継承するため。）</p>
喜多会長	本日、4班の委員に現地確認をしていただきました。班長の委員よりご報告をお願いします。
委員	番号1番から番号4番まで4筆ありますけども、現地調査の結果、適切に管理されておりましたので、何ら問題ございません。
喜多会長	第1号議案の1番から地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1、番号2、番号3、番号4、番号8について、地元委員から説明)
委員	(番号5について、地元委員から説明)
委員	(番号6について、地元委員から説明)
委員	(番号7について、地元委員から説明)
喜多会長	第1号議案、農地法第3条の規定による許可について何かご質問、ご意見はございませんか。

	(なし)
喜多会長	ご異議等はありませんか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等がないようですので、第1号議案、農地法第3条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。
喜多会長	続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。
事務局	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について。 (番号1について、地域は松井、地目は台帳、現況ともに畑、面積、申請人について説明。転用目的は露天貸駐車場。場所について説明。土砂の流出対策、雨水排水について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は手続済み。) (番号2について、地域は三山木、地目は台帳、現況ともに田、面積、申請人について説明。転用目的は露天貸駐車場。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水について説明。汚水、生活雑排水は発生無し。綴喜西部土地改良区は管理外。)
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について、地元委員のご説明をお願いします。
委員	(番号1について、地元委員から説明)
委員	(番号2について、地元委員から説明)
喜多会長	第2号議案、農地法第4条の規定による許可について何かご質問、ご意見はありませんか。
	(なし)
喜多会長	ご異議等はありませんか。よろしいですか。
	(異議なし)
喜多会長	異議等はないようですので、第2号議案、受理決定をさせていただきます。

喜多会長	<p>続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案、農地法第5条の規定による許可について。</p> <p>(番号1について、地域は大住、地目は台帳、現況ともに畑、面積、譲渡人、譲受人について説明。転用目的は露天駐車場。場所について説明。土砂の流出防止対策、雨水排水について説明。綴喜西部土地改良区は手続済み。)</p>
喜多会長	<p>第3号議案、地元委員のご説明、お願いします。</p>
委員	<p>(番号1について、地元委員から説明)</p>
喜多会長	<p>第3号議案、何かご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等はございませんか。よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等はないようですので、第3号議案、農地法第5条の規定による許可について受理決定をさせていただきます。</p>
喜多会長	<p>第4号議案、農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定について事務局から説明します。</p> <p>案件の中に、貸付者または借受者に関係する委員があります。ついては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により、当該案件には関わることができませんので、次のとおり審議を行います。</p> <p>まず、京田辺市全域分の取りまとめ表の番号の4、6、21、23、24、28、44、59、65、66、67、71、75、77と中間管理機構分の取りまとめ表の番号8を除く利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>次に、関係する委員に退室いただき、京田辺市全域分の番号4、6、28、44、71、75、77の利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>最後に、私、喜多と関係する委員が退室し、京田辺市全域分の番号21、23、24、59、65、66、67と中間管理機構分の番号8の利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>その際、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に基づき、議事の進行は澤田職務代理者が行うこととなりますので、ご了承願います。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

農政課	<p>基盤強化法の利用権設定と中間管理事業の利用権設定がございます。それぞれ説明します。</p> <p>(農用地利用集積計画について説明)</p> <p>(中間管理事業の利用権設定について説明)</p>
喜多会長	<p>まず、京田辺市全域分の番号4、6、21、23、24、28、44、59、65、66、67、71、75、77と中間管理機構分の番号8を除く利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>ご質問、ご意見等がございますでしょうか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等がないようですので、本件を承認し、決定したことを市長宛てに通知します。</p> <p>次の案件の審議に当たり、関係する委員の退室を求めます。</p> <p>(4名の委員が退室)</p>
喜多会長	<p>京田辺市全域分の番号4、6、28、44、71、75、77の利用集積計画についてお諮りします。</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
喜多会長	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議等がないようですので、本件を承認し決定したことを市長宛てに通知します。</p> <p>この分の審議が終わりましたので、4名の委員の入室を認めます。</p> <p>(4名の委員が入室)</p>
喜多会長	<p>次の案件は、私、喜多と3名の委員が退室しますので、議事の進行は澤田職務代理にお願いします。</p> <p>(喜多会長と3名の委員が退室)</p>

澤田職務代理	<p>ただいまから審議いたします京田辺市全域分の番号21、23、24、59、65、66、67と中間管理機構分の番号8についてご質問、ご意見等はございますか。</p> <p>(なし)</p>
澤田職務代理	<p>ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
澤田職務代理	<p>異議がないようですので、本件を承認し、市長宛て、決定したことを通知します。</p> <p>審議が終わりましたので、喜多会長と3名の委員の入室を認めます。</p> <p>(喜多会長と3名の委員が入室)</p>
喜多会長	<p>農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書(案)について、事務局、説明をお願いします。</p>
古川事務局長	<p>お手元に農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書(案)をお出してください。</p> <p>去る10月5日の農地利用最適化推進会議で内容をご説明申し上げ、意見募集として期間を10月20日までとしておりましたけれども、特段のご意見を頂戴することはございませんでした。</p> <p>つきましては、原案のとおり今回お諮りし、承認されれば農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見を提出することとしたく存じます。ご審議賜りますようお願いいたします。</p>
喜多会長	<p>今、事務局から説明もありました農地等の利用の最適化推進施策等に対する意見書(案)についてご意見がなかったということですので、この原案で進めさせていただきます。ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
喜多会長	<p>異議がないようですので、意見書を市長に提出します。</p> <p>以上で終わります。</p>
古川事務局長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>これもちまして総会を終了させていただきます。</p> <p>閉会に当たりまして、澤田職務代理者からご挨拶をお願いします。</p>
澤田職務代理	<p>(澤田職務代理者 挨拶)</p> <p>(閉会)</p>